

第3節 フロン対策等の推進

1 オゾン層保護対策の推進

オゾン層*は、生物に対して悪影響を及ぼす太陽からの紫外線のある程度吸収してくれる重要な役割を担っていますが、人間が**フロン***類等を排出することで、その破壊が進みます。もっとも、この問題は広く認識されており、現在、190を超える国々が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（1987年採択）」を締結する等、世界的な取り組みで改善の方向に進みつつあります。例えば、我が国においても、フロン類の中で最もオゾン層を破壊するCFCは7年末で生産を廃止し、HCFCも30年末には生産を廃止する予定です。しかし、これらの代替品であるHFCは、オゾン層こそ破壊しないものの、地球温暖化の問題を生じさせており、**地球温暖化係数***がCO₂の数千倍）廃棄までの管理が非常に重要となっています。なお、生産を廃止したといっても、オゾン層を破壊するフロンは、使用中の冷蔵庫やエアコンの中に、依然、残されていますので、製品からのフロンの回収も重要です。

①フロン回収の推進

家庭用の冷蔵庫やエアコンのフロン回収は「家電リサイクル法」（13年4月施行）により、業務用の冷凍空調機器は「フロン回収破壊法」（14年1月施行）により、カーエアコンは「自動車リサイクル法」（17年1月施行）により、それぞれフロン類の回収が義務付けられています。また、業務用の冷凍空調機器中のフロン類の回収と破壊の実効性を高めるため、フロン回収破壊法が改正され、フロン類の引渡しを書面で管理する行程管理票制度や整備時のフロン回収義務の明確化等が盛り込まれました（19年10月施行）。現在、府では、この改正の趣旨も踏まえ、フロン回収業の登録に際しフロン回収破壊法の遵守状況の審査を実施するとともに、フロン回収業者の事業所を定期的に訪問する等して同法の円滑な運用を図っています。また、フロン回収業者だけでなく、関係団体等の協力も得ながら、フロンの適正な回収・処理を推進し、オゾン層の保護と地球温暖化の防止の取り組みを進めているところです。

表3-11 フロン回収・破壊法に基づく特定製品からのフロン類の回収量

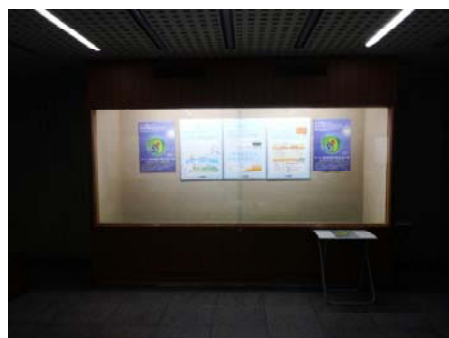
(単位：kg)

	第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）		
	CFC	HCFC	HFC
20年度	19,191.5	52,474.9	13,318.6
21年度	2,806.2	42,850.4	14,633.7
22年度	1,219.2	53,338.1	13,769.7
23年度	2,871.7	51,086.0	17,510.6
24年度	2,382.5	51,810.7	20,362.2

②オゾン層保護に関する知識の普及・啓発の推進

府では、ホームページにより、常時、オゾン層保護に関する広報を行っています。また、毎年9月のオゾン層保護対策推進月間には府民だよりへの掲載や庁内ロビーにおける啓発展示を行うなど、機会を捉えて府民や事業者のみなさまに対し、オゾン層保護の大切さをアピールしています。

図3-9 庁内展示の様子



2 酸性雨対策の推進

府では、酸性雨自動採取装置を2測定所に設置して測定を実施しています。24年度の測定結果では、降水のpH値やイオン成分に大きな変化は見られませんでした。

今後においても、他県等と連携し、酸性雨の総合的な監視・調査研究の推進を図るとともに、大気汚染防止対策を通じて原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策を推進することとしています。

3 熱帯雨林等の保護対策の推進

熱帯雨林は、木材の重要な供給源であると同時に、野生生物の生息地として、また、地球温暖化の主な原因とされているCO₂の吸収源として重要な役割を果たしています。

しかし、世界の森林は大規模な焼畑農業や商業用の伐採によって、減少が続いており、大量の生物種の絶滅や生態系の破壊、地球温暖化への影響などが心配されています。

府では、公共工事や営繕工事において、「緑の公共事業」を推進し、木材の輸送過程で排出されるCO₂量（ウッドマイレージCO₂）の少ない府内産木材の利用促進を図るとともに、グリーン購入法の趣旨に基づき、再生資源の使用促進や再利用を進めるための普及、啓発を行っています。